

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の特例的な対応

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を踏まえた診療報酬上の特例的な対応（令和2年4月8日付け事務連絡）をもとに作成

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

外来における対応

新型コロナウイルスへの
感染を疑う患者

○新型コロナウイルスへの
感染を疑う患者

B001-2-5
院内トリアージ実施料
(300点/回)

入院における対応

入院を必要とする
新型コロナウイルスの
感染症患者

- 入院を必要とする新型コロナウイルス感染症患者に対する診療を評価
- 必要な感染予防策を講じた上で実施される診療を評価

感染症病棟、一般病棟

A205
救急医療管理加算
(950点/回・14日以内)

A210の2
二類感染症患者入院診療加算
(250点/日)

※ 個室又は陰圧室において受け入れた場合については、二類感染症患者療養環境特別加算（200～500点/日）を算定できることを明確化。

※ 感染症病棟及び一般病棟のみで新型コロナウイルス感染症患者を受け入れることが困難な場合が想定されることを踏まえ、**地域包括ケア病棟入院料を算定する病棟又は療養病棟入院基本料を算定する病棟に新型コロナウイルス感染症患者を受け入れた場合については、それぞれ、在宅患者支援病床初期加算（300点/日）又は在宅患者支援療養病床初期加算（350点/日）を算定できることを明確化。**

参考：院内トリアージ実施料[医学管理等]

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省のホームページでご確認ください。

B001-2-5 院内トリアージ実施料 (1回につき300点)

注 施設基準に適合しているとして地方厚生局長等に届け出た医療機関において、夜間であって別に厚生労働大臣が定める時間、休日又は深夜において、入院患者以外の患者（救急用の自動車等により緊急に搬送された者を除く）で、初診料を算定患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定。

算定要件留意事項

- (1) 院内トリアージ実施料については、院内トリアージ体制を整えている保険医療機関において、夜間、休日又は深夜に受診した患者であって初診のものに対して、当該保険医療機関の院内トリアージ基準に基づいて専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師により患者の来院後速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリアージが行われ、診療録等にその旨を記載した場合に算定できる。ただし、夜間休日救急搬送医学管理料を算定した患者については算定できない。
- (2) 院内トリアージを行う際には患者又はその家族等に対して、十分にその趣旨を説明すること。

施設基準

- (1) 以下の項目を含む院内トリアージの実施基準を定め、定期的に見直しを行っていること。
 - ア トリアージ目標開始時間及び再評価時間
 - イ トリアージ分類
 - ウ トリアージの流れなお、トリアージの流れの中で初回の評価から一定時間後に再評価すること。
- (2) 患者に対して、院内トリアージの実施について説明を行い、院内の見やすい場所への掲示等により周知を行っていること。
- (3) 専任の医師又は救急医療に関する3年以上の経験を有する専任の看護師が配置されていること。

新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査の保険適用

中医協・総会資料（令和2年3月25日）をもとに作成

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

- COVID-19（新型コロナウイルス感染症）について、今後、患者数がさらに増加し、検査の主たる目的が各々の患者の診療に移っていく場合に備え、PCR検査「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出」を2020年3月6日から保険適用

保険適用の概要

- ・ 検査価格の実態を踏まえ、「**SARSコロナウイルス核酸検出450点**」の4回分**1,800点**とする。
（大学病院内で検査する場合など、カテゴリ-B感染物質輸送を行わない場合は3回分**1,350点**）
- ・ 検査方法は以下とする。
 - （1）[国立感染症研究所](#)が作成した「病原体検出マニュアル2019-nCoV」又はそれに準じた方法
 - （2）SARS-CoV-2の検出（COVID-19の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの

患者負担相当額の補助

- ・ 感染症のまん延防止の目的も含むことから、**検査費用（18,000円又は13,500円）及び判断料（1,500円）に係る自己負担相当額を医療機関の窓口で免除（補助）する。**（これまでと同様、初・再診料などの費用の支払は生じる。）

実施体制の整備

- ・ 十分な感染予防策が取られており、診療体制の整った医療機関で実施する観点から、当面の間、**感染症指定医療機関、帰国者・接触者外来又は帰国者・接触者外来と同様の機能を有する医療機関として都道府県が認めた医療機関**とする。
- ・ 当面、検査の需給が逼迫することを想定し、医療機関と検査機関の調整を都道府県で実施する。（広域調整は厚生労働省）

新型コロナウイルス感染症患者(中等症・重症)の受入れに係る特例的な対応

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その12)(令和2年4月18日)と中医協総会資料(令和2年4月17日)をもとに作成

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

1. 重症の新型コロナウイルス感染症患者の治療に係る評価

- E C M O (体外式心肺補助)や人工呼吸器(持続陽圧呼吸法(C P A P)等を含む)による管理等、呼吸器を中心とした多臓器不全に対する管理を要する患者への診療の評価が必要
 - **救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料**を算定する病棟に入院している重症の新型コロナウイルス感染症患者(※E C M Oや人工呼吸器による管理等を要する患者)に対する治療への**評価を2倍に引き上げる(別表1)**こととする。
 - また、特定の患者(①急性血液浄化(腹膜透析除く)、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症、②体外式心肺補助(ECMO)を必要とする状態)については、**より長期間高い評価(①21日、②35日)**とする。

2. 患者の重症化等を防ぐための管理及び医療従事者の感染リスクを伴う診療の評価

- **中等症以上の患者(※酸素療法が必要な患者を想定)**の重症化や、他の患者及び医療従事者への感染を防ぐことが必要
 - 中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者については、**救急医療管理加算(950点)の2倍相当(1,900点)の加算**を算定(14日間限度)できることとする。
- 医療従事者の感染リスクを伴う診療の評価が必要
 - **看護師の人員配置**に応じて、追加的に**二類感染症患者入院診療加算に相当する加算(別表2)**を算定できることとする。

3. 新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応

- 通常の入院医療とは異なる体制を、それぞれの患者の状態や、医療機関全体での受入体制を臨機応変に整えることが必要
 - **特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料等**について、**同等の人員配置(常時2対1・4対1・5対1)とした病床**において、**簡易な報告**により、入院料を算定することができることとする。
 - 救命救急入院料について、通常は、院内からの転棟の場合は算定できないが、患者の同意を得た上で、**入院経路を問わず算定できる**こととする。

別表1 救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料を算定する治療室において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する特例的な評価

1

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）（令和2年4月18日）

		区分		1日点数		
A300 救命救急入院料	救命救急入院料1 (常時看護師4対1配置)	イ	3日以内	20,446 点		
		ロ	4日以上7日以内	18,500 点		
		ハ	8日以上14日以内	15,794 点		
	救命救急入院料2 (常時看護師2対1配置) (特定集中治療室管理料1又は3の基準)	イ	3日以内	23,604 点		
		ロ	4日以上7日以内	21,372 点		
		ハ	8日以上14日以内	18,742 点		
	救命救急入院料3 イ 救命救急入院料 (常時看護師4対1配置)	(1)	3日以内	20,446 点		
		(2)	4日以上7日以内	18,500 点		
		(3)	8日以上14日以内	15,794 点		
		救命救急入院料4 イ 救命救急入院料 (常時看護師2対1配置)	(1)	3日以内	23,604 点	
			(2)	4日以上7日以内	21,372 点	
			(3)	8日以上14日以内	18,742 点	

● 新型コロナウイルス感染症患者のうち、次の状態の患者については、それぞれ次の日数を上限として、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料を算定できるとする。

- ・ **急性血液浄化（腹膜透析を除く）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症**のいずれかに該当する患者については**21日**
- ・ **体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態**の患者については**35日**

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

別表1 救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料を算定する治療室において、人工呼吸器管理等を要する重症の新型コロナウイルス感染症患者に対する特例的な評価

2

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）（令和2年4月18日）

		区分		1日点数	
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料1 (常時看護師2対1配置)	イ	7日以内	28,422点	
		ロ	8日以上14日以内	25,266点	
	特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料 (常時看護師2対1配置)	(1)	7日以内	28,422点	
		(2)	8日以上14日以内	25,266点	
	特定集中治療室管理料3 (常時看護師2対1配置)	イ	7日以内	19,394点	
		ロ	8日以上14日以内	16,236点	
	特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料 (常時看護師2対1配置)	(1)	7日以内	19,394点	
		(2)	8日以上14日以内	16,236点	
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料1 (常時看護師4対1配置)			13,710点	
	ハイケアユニット入院医療管理料2 (常時看護師5対1配置)			8,448点	

● 新型コロナウイルス感染症患者のうち、次の状態の患者については、それぞれ次の日数を上限として、救命救急入院料又は特定集中治療室管理料を算定できることとする。

- ・ 急性血液浄化（腹膜透析を除く）を必要とする状態、急性呼吸窮迫症候群又は心筋炎・心筋症のいずれかに該当する患者については**21日**
- ・ 体外式心肺補助（ECMO）を必要とする状態の患者については**35日**

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

別表2 救命救急入院料、特定集中治療室管理料、ハイケアユニット入院医療管理料を算定する治療室に入院する新型コロナウイルス感染症患者には、看護配置に応じて、以下の点数を特例的に算定

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その12）（令和2年4月18日）

	区分	点数	(参考) 施設基準において求める看護配置
A300 救命救急入院料	救命救急入院料1	500点	4対1
	救命救急入院料2	1,000点	2対1
	救命救急入院料3 イ 救命救急入院料	500点	4対1
	救命救急入院料4 イ 救命救急入院料	1,000点	2対1
A301 特定集中治療室管理料	特定集中治療室管理料1	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料2 イ 特定集中治療室管理料	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料3	1,000点	2対1
	特定集中治療室管理料4 イ 特定集中治療室管理料	1,000点	2対1
A301-2 ハイケアユニット入院医療管理料	ハイケアユニット入院医療管理料1	500点	4対1
	ハイケアユニット入院医療管理料2	500点	5対1

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症患者受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い 中医協総会資料（令和2年4月17日）をもとに作成

内容は変更となっている場合があります。最新の情報は厚生労働省の[ホームページ](#)でご確認ください。

新型コロナウイルス感染症患者の受入れに伴い必要な手続き等への柔軟な対応について

- 新型コロナウイルス感染症患者を受け入れたため又は受入体制を整えるために、救命救急入院料、特定集中治療室管理料及びハイケアユニット入院医療管理料と同等の人員配置とした病床において、**新型コロナウイルス感染症患者又は本来当該入院料を算定する病床において受け入れるべき患者を受け入れた場合**には、それぞれの入院料に係る簡易な報告（※）を行うことにより、該当する入院料を算定することができることとする。

※上記入院料の運用開始に当たっては、運用開始の日付及び人員配置等を、届出様式を活用して報告する（イメージ：下表）。

- また、救命救急入院料について、新型コロナウイルス感染症患者の受入れ等により、当該医療機関内の特定集中治療室管理料等を算定する病床に入院できない場合には、患者の同意を得た上で、入院元を問わず救命救急入院料を算定できることとする。
- なお、該当する入院料の算定に当たっては、患者又はその家族等に対して、その趣旨等を十分に説明すること。

【例：ハイケアユニット入院医療管理料の届出の場合】

	通常時		特例的な対応（※運用開始の日付及び網掛け以外の項目を報告する）	
ハイケアユニット入院医療管理料1又は2		1又は2を選択		1又は2を選択
専任の常勤医師名		●●●●（氏名）		●●●●（氏名）
当該病院の一般病棟の平均在院日数		●日		●日
当該治療室の病床数		●床		●床
当該治療室の入室患者の状況	① 入室患者延べ数	●名	① 入室患者延べ数	●名
	② ①のうち重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の延べ数	●名	② ①のうち重症度、医療・看護必要度の基準を満たす患者の延べ数	●名
	③ ②/①	●%	③ ②/①	●%
当該治療室の看護師数		●名		●名
当該治療室の勤務態勢	日勤	●名	日勤	●名
	準夜勤	●名	準夜勤	●名
	深夜勤	●名	深夜勤	●名
当該治療室に常設されている装置・器具の名称・台数等	救急蘇生装置		救急蘇生装置	
	除細動器		除細動器	
	心電計		心電計	
	呼吸循環監視装置		呼吸循環監視装置	